

平成30年7月17日

福島県統一の取り組みへ！ 「空気のきれいな施設」・「空気のきれいな車両」認証制度 始動！

2020 オリンピック・パラリンピック開催へ向けて、たばこの煙にさらされない環境づくりを推進し、望まない受動喫煙のない社会づくりを目指します。

記

1 開始日 : 平成30年7月13日（金）

2 認証概要

(1) 認証ステッカー：認証を受けた施設及び車両に対し認証ステッカーを交付する。

(2) 認証マーク：認証を受けた施設及び車両は、認証ステッカーの他、届出により認証マークをダウンロードし使用することができる。

※認証施設及び車両を福島市ホームページに掲載し周知を図る。

認証ステッカー・マーク



| 認証名 | 認証対象 | 認証要件 |
|-------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ①空気のきれいな施設 | 人の集まる市内のすべての施設 | ア 屋内が終日全面禁煙であること イ 屋内に灰皿を置いていないこと ウ ビル内の施設の場合、施設のある階の共有スペースに喫煙場所がないこと |
| ②空気のきれいな車両 (新たな取り組み) | タクシー、バス、福祉団体・施設の車両及び利用者の送迎用車両 | ア 車内が終日禁煙であること イ 車内の灰皿を使用していないこと |

3 経過

- ・ これまでは①「空気のきれいな施設」認証制度を県単独で実施
- ・ 今年度から②「空気のきれいな車両」認証制度がスタート
- ・ 中核市に移行した本市も①②の認証機関として7月13日（金）より始動

4 参考

- ・ H30.7.10 現在の県内の認証施設数：802施設 うち福島市内の施設：372施設
〔内訳：娯楽・体育施設33 社会・文化施設51 小売業等店舗19 飲食店69 事務所等12 官公庁34 医療・福祉施設37 教育関係施設116 その他1（再掲：市所有施設236）〕

担当：保健所健康推進課 成人保健係
課長 加藤 均、係長 小野芽美子
電話 024-525-7680（直通）